平成２２年（フ）第３６６号
富山市蜷川１番地11
債務者　浦田　豊明
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７９号
富山県中新川郡上市町舘606番地
債務者　嘉藤　　司
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島谷　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第７７２号
岐阜県各務原市那加桜町２丁目40番地　那加荘東２－Ｅ
債務者　中沖　将一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７４号
岐阜県羽島郡岐南町三宅５丁目38番地　コーポ神田202
債務者　金川真人こと　金　　新一
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７７５号
岐阜県羽島郡岐南町三宅５丁目38番地　コーポ神田202
債務者　金川広美こと　洪　　広美(旧姓徳山)
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８０号
岐阜県各務原市尾崎西町２丁目１番地　尾崎団地Ａ13棟1323
債務者　迫下　文子
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５８４号
愛知県春日井市高山町４丁目６番地13　パークサイド前並Ａ棟201号
債務者　戸沢　雄一
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５８５号
愛知県春日井市高山町４丁目６番地13　パークサイド前並Ａ棟201号
債務者　戸沢　富美
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７２３号
名古屋市千種区今池５丁目33番17号　マンション青柳403号
債務者　古谷野　実
1　決定年月日時　平成23年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０４号
神戸市兵庫区荒田町３丁目76番18号セイワマンション407
債務者　辻　　淳一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３８号
神戸市長田区大橋町４丁目４番18―202号、従前の住所鳥取県米子市観音寺新町１丁目２番32号
債務者　小加本陽子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１号
神戸市垂水区山手６丁目３番１―802号
債務者　佐藤　千穂
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１１１号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目２番７号、前住所兵庫県尼崎市昭和通８丁目268番地の３
債務者　坂本　辰則
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１３号
兵庫県尼崎市口田中１丁目20番２―208号
債務者　後藤　祐一
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１１７号
兵庫県西宮市門戸荘18番52―401号
債務者　東根　利直
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１３５号
兵庫県西宮市甲子園浦風町８番５号
債務者　小山　秀文
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１３６号
兵庫県西宮市甲子園浦風町８番５号
債務者　小山　道子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係